

KAWASAKI LABOR INFORMATION

かわさき労働情報

2025

7

No.2175

特集

令和7年度全国安全週間を実施します／ 職場における熱中症対策の強化について

川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.8～】

- 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業
- 労働者協同組合の設立状況 ～施行後2年6か月で1都1道2府31県で計144法人の設立～
- 教育訓練給付金の支給申請手続について
- 「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」について

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

労働情報を
ウェブで見るには？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



令和7年度全国安全週間を実施します

本週間 令和7年7月1日から7日(準備期間 令和7年6月1日から30日)

川崎南・北労働基準監督署

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。

令和7年度のスローガンは、

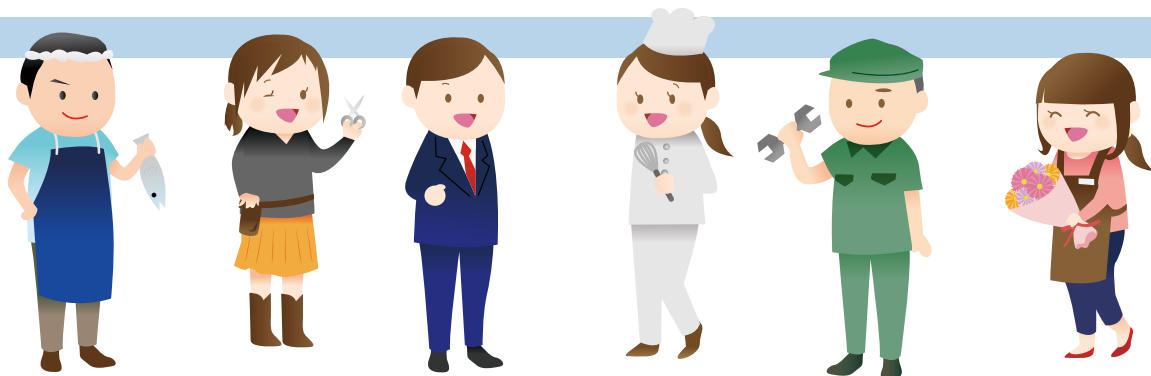
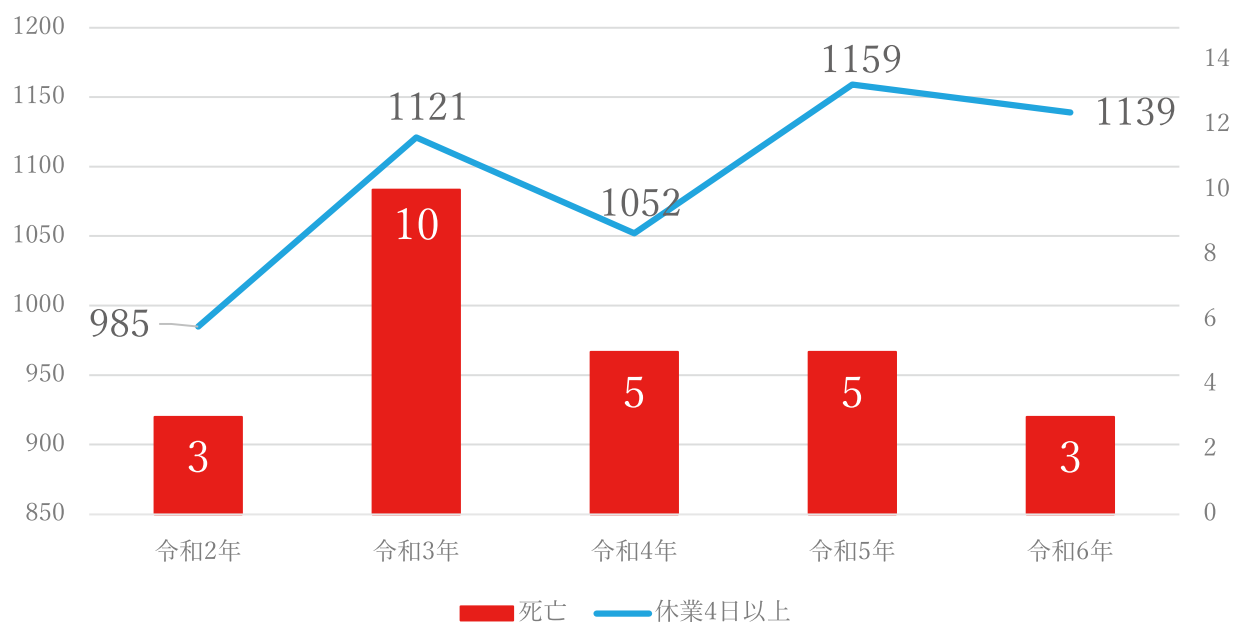
多様な仲間と 築く安全 未来の職場

となっており、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことのできる職場環境を築くためには、第14次労働災害防止計画(2023年度から2027年度までの5年間)に基づく施策を着実に推進することが必要であり、引き続き労使一丸となった取組が求められています。

川崎市内における労働災害発生状況は、令和6年には、3件の死亡災害が発生し、1,139件の死傷災害(休業4日以上)が発生しました。前年に比べて死亡災害及び死傷災害は減少しましたが、労働災害発生件数は、25年以上前の水準まで増加していることから、事業場における安全水準の低下が強く懸念されます。

本年は、第14次労働災害防止計画の3年目となります。業種横断的に多発している転倒災害や動作の反動・無理な動作に伴う腰痛など、労働者の作業行動に起因する労働災害は事業場における自主的な安全衛生活動の取組が必要です。取組の推進をお願いいたします。

川崎市内の労働災害発生状況 (新型コロナウイルスによるものを除く)



○職場における熱中症対策の強化(令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました)



職場における熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における! 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

**現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ
的確な判断が可能となるよう、

- ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT(暑さ指数)28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。



○職場における熱中症予防情報

厚生労働省では、熱中症予防に係る情報をまとめてホームページでお伝えしています。
事業所内ですぐに使えるガイドやチェックシートなども掲載していますので、ぜひご覧ください。

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



CLICK



川崎市グローバル展開支援事業補助金

国際的な電子商取引(越境EC)の取組、海外で開催される展示会への出展等、経費の2分の1を最大で補助します。

対象者	補助対象事業	補助率	限度額	公募期間
1	国際的な電子商取引(越境EC)の取組	2分の1以内	30万円 (重点事業の場合40万円)	令和7年 6月3日(火) ～ 10月31日(金)
2	海外事業者とのオンライン商談等の取組			
3	海外展開に資する外国人材の活用支援			
4	海外で開催される展示会等への出展			
5	海外展開に必要な国際認証等の取得			
6	自社コンテンツのグローバル化			

※重点事業は、「川崎ものづくりブランド」、「川崎CNブランド」、「かわさき基準(KIS)」、「かわさき名産品」のいずれかの認定・認証製品を有する企業の取組を有する企業の取組を指します。

【問合せ】川崎市経済労働局経営支援課 国際経済担当

TEL 044-200-2363 / E-mail 28keiei@city.kawasaki.jp



全ての市内中小企業の皆さまを対象とした ESG経営実態把握調査への回答にご協力をお願いします！

持続可能な経営が求められる今、経営戦略におけるESG(環境・社会・ガバナンス)への対応は、大企業だけでなく中小企業にとっても、重要なテーマになっています。こうした背景から、市内中小企業の皆さまのESGに関する取組の現状や考えを伺うための「ESG経営実態把握調査」を実施します。

本調査にご回答いただいた企業には、回答結果を分析の上、企業を取り巻くESG分野における現状や課題、そして取り組むべき方向性をお示しした「ESG経営カルテ」をお渡しさせていただきます。このカルテを通じて、自社の取組の現在地を把握できるほか、他社の取組や工夫にも触れながら、経営改善や将来の戦略づくりにお役立ていただけます。

本調査の趣旨をご理解いただき、回答へのご協力をよろしくお願いします。

- ◆ 対象：川崎市内に事業所を持つ中小企業
※経営者もしくはESG関連(環境、サステナビリティ、法務等)の担当者による回答を推奨しております。
また、回答は1社1回答でお願いいたします。

- ◆ 回答期限：令和7年8月8日(金)
- ◆ 所要時間：20分程度(10分×アンケート2件)
- ◆ 回答フォーム：以下のURLもしくは二次元コードからご回答ください。
<https://x.gd/qIYox> (川崎市のHPに遷移します)

ESG経営実態把握調査 ※PCでの回答を推奨しております

- ◆ 問合せ：デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社 080-3466-6611
(調査実施元：川崎市経済労働局イノベーション推進部)



「かわさき労働情報」は電子版がおススメです！

「かわさき労働情報」は市内の一部事業所、労働組合、及び関係機関を対象に紙冊子の定期配送を行っていましたが、10月号から終了し、市関連施設での紙冊子の配架及び電子配信等のみとなります。市関連施設での紙冊子の配架部数は非常に少ないので、見逃し回避にもメールニュースかわさきの登録がおススメです！

ぜひ、この機会にご登録をお願いします。

◆紙冊子配架場所

かわさき情報プラザ、各市区役所・市民館、中小企業溝口事務所、川崎市生活文化会館 てくのかわさき 等

◆電子配信等

メールニュース かわさき

おすすめ



川崎市からのさまざまなお知らせを利用される方のご希望に応じて、電子メールでお届けするサービスです。「かわさき労働情報」のみを受け取ることも可能です。パソコン、スマートフォン等より、次の方法でご登録ください。

- ①「t-kawasaki@sg-p.jp」へ空メールを送信
 - ②件名「登録方法のご案内」というメールが届くので、メール本文に記載された登録用URLをクリックし登録(「かわさき労働情報」は配信カテゴリの一番下にあります。)
- 《その他、事業者向けの施策やイベント・募集に関する情報が欲しいなら》
川崎市が行う事業者向けの施策やイベント・募集に関する情報を、ダイレクトかつスピーディーに事業者の皆様にお届けしています。
登録方法は上記②で「ビジネスサポートかわさき」を選択してください。



▲パソコン・スマートフォン用

川崎市ウェブサイト

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyoku/category/282-3-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●弁護士労働相談 <事前予約制・電話相談可>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日 時 令和7年7月22日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)

会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県/川崎市

●夜間労働相談 <事前予約制・電話相談可>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページからご予約ください。

日 時 令和7年7月17日(木) 17時～19時30分(1人45分以内)
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)

会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県/川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいママ・パパ等の悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。

※0歳から6歳(就学前)までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。(無料)
相談希望日の1週間前までにホームページからご予約ください。

日 時 令和7年7月19日(土) 9時30分～12時30分(1人50分以内)

会 場 かながわ労働センター川崎支所 主 催 神奈川県



●中期労働講座「押さえておきたい労働法の基礎知識」 <事前予約制>

働く人にも雇う人にも職場で必要になる、採用から退職までに関わる労働基準法や労働契約法等の労働法の基礎知識を専門家がポイントを絞ってわかりやすく解説します。

また、最近の重要課題となっている職場のハラスメントについても解説します。

使用者の方、労務管理担当者の方、労働者の方、興味のある方など、是非ご参加ください。

日 時 令和7年8月29日(金)～10月14日(火)のうち8日間
各日とも18時30分～20時30分まで

会 場 てくのかわさき てくのホール
川崎市高津区溝口1-6-10(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝ノ口駅から徒歩約5分)

対 象 人事労務担当者、労働者、労働組合員、関心のある方60人(申込先着順)

受講料 5,610円(全8回)

申込方法 下記ホームページからお申込みください。

【問合せ・申込み】

かながわ労働センター川崎支所 電話044-833-3141

(平日8時30分～17時15分 ※12時～13時除く。)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/>



▲支所ホームページ

中央ろうきん

Rukiio

子ども積立

20歳未満のお子さまがいいらっしゃる方へ

エース預金店舗
表示金利に上乗せ

十年 0.1%

※満20歳未満のお子さまがいいらっしゃる個人のお客様が対象となります。
※お子さまお1人につき1口座のご契約となります。※口座開設の際は、お
子さまのご年齢が確認できる書類をお持ちください。

新規ご契約1件につき50円を
中央ろうきんがピンクリボン運動に寄付します。

詳細はRukiioWebサイトを
ご覧ください。

2025年5月1日現在

《中央ろうきん》R-Wプロジェクト

R-Wプロジェクト「Rokin」と「Woman・Work・Wish・With・Widen」の頭文字をとったR-Wプロジェクトの申には、
働くすべての人にろうきんの輪が広がり、夢や豊かな生活が実現できますように、という願いが込められています。

手数料0円

お子さまが進学して仕送りが必要になった時に、
定額自動送金サービスの手数料が無料! ※中央ろうきん内の振込に限ります。

詳しいお問い合わせは《中央ろうきん》川崎支店 TEL.044-200-4321 中原支店 TEL.044-733-0161

第84回 川崎市制記念 多摩川花火大会 有料協賛席等のご案内

◆大会概要

日時 令和7年10月4日(土) ※荒天中止(順延はありません。)
18時～19時 花火(スターマイン、音楽花火等) 約6,000発
場所 多摩川河川敷(二子橋～第三京浜道路)

◆協賛席(北見方会場)のご案内 ※他に東京側上野毛会場もあり

協賛いただく形となるため、打ち上げ前に中止となった場合を除き返金いたしません。

・パイプ椅子席A	7,000円／1席
・カメラマン席(椅子無し)	10,000円／1席
・ペア椅子席(パイプ椅子2脚)	16,000円／1ペア
・ガーデンセット(4人用・テーブル付き)	40,000円／1テーブル
・リクライニングチェア(2人用)	30,000円／1ペア
・パイプ椅子席B	5,000円／1席

◎販売方法: チケットぴあにて販売

7月13日(日)14時から

(Pコード北見方会場:657-266、上野毛会場:657-267)

チケットぴあのホームページからも申し込みができます。【先着順】

・チケットぴあHP <https://w.pia.jp/t/kawasakishi-hanabi/>

※3歳未満のお子様は大人の方の膝の上で鑑賞される場合、人数に含めません。

詳しくは

川崎市 花火大会

検索

【問合せ】

一般社団法人 川崎市観光協会

電話 044-544-8229 Fax 044-543-5769



◆ご寄附(クラウドファンディング)を募集します

昨年度、市制100周年の節目を迎えた川崎市ですが、新しい始まりを皆さまと一緒に歩んでいき、さらなるシビックプライドの醸成を図るとともに、84回目を迎える花火大会の歴史や伝統を継承していくためにふるさと納税を活用したご寄附(クラウドファンディング)を募集予定です。お寄せいただいたご寄附は、花火大会の運営に幅広く活用させていただきます。

(実施期間)令和7年7月16日(水)～10月13日(月)

【問合せ】

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部

電話 044-200-2329

メール 28syogyo@city.kawasaki.jp

出展者
募集中!!



～サーキュラーエコノミーが創造するビジネスの可能性～

第18回川崎国際環境技術展を開催します

9割以上の出展者が
PR効果を実感!!

出展企業の皆さまが有する優れた環境技術や先進的な取組を国内外に情報発信するとともに、販路の開拓や拡大につながるビジネスマッチングの場を提供することを目的に、第18回川崎国際環境技術展を開催します!

会期前からの来場者との交流や面談予約ができるマッチングシステム、会期中に出展者が一堂に会するビジネス交流会など、ビジネスマッチング効果を高めることができる充実したコンテンツをご用意しています。

より多くの皆さまにご出展いただき、本展示会を販路の拡大や新たな交流を発見する場としてご活用ください。

- ◆開催期間 令和7年11月12日(水)・11月13日(木)
- ◆会場 カルッツかわさき(川崎市川崎区富士見1-1-4)
- ◆出展申込方法 川崎国際環境技術展HPよりお申し込みください。
- ◆出展料(税込) 一般料金／1小間 77,000円、
市内中小企業向け料金／1小間 66,000円
※その他、スペース小間もご用意しております。
詳しくは、以下HPをご参照ください。

【出展者の声】

- 大企業とマッチングできました。
- 海外からの来場者と関係性を構築できました。
- 一般の方にも自社製品を認知していただきました。

【来場者の声】

アンケートで7割以上の方が
「次回も来場したい」と答えています!

【問合せ】第18回川崎国際環境技術展 運営事務局(委託事業者:㈱コンベンションリンクエージ)

電話 03-3263-8698 メールアドレス 18kwt-ex@c-linkage.co.jp

川崎国際環境技術展実行委員会事務局(川崎市経済労働局イノベーション推進部)

電話 044-200-2313 メールアドレス 28ecotech@city.kawasaki.jp

※今後の詳細につきましては順次ホームページ・SNS等にてお知らせいたします。

ホームページ

川崎国際環境技術展 検索

<https://www.kawasaki-eco-tech.jp/>



(旧 Twitter)

川崎国際環境技術展
@ecotechfair



facebook

川崎国際環境技術展



川崎の女性活躍推進「かわさき☆えるぼし」認証にご応募ください

川崎市では、女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内中小企業等を対象とした「かわさき☆えるぼし」認証企業を募集します！認証されると、認証企業であることが市ホームページ等で広く紹介されるとともに、認証マークを名刺や企業ホームページ等で使用できます。そのほか、公共調達において利用する主観評価項目の付与等のメリットがあります。

対象 常時雇用従業員の数が300人以下で、川崎市内に事業所を有する企業等
認証要件 女性の活躍推進のための取組が「かわさき☆えるぼし」認証評価項目の基準以上であること（意識・職場風土の醸成、キャリア形成支援、長時間労働の是正、希望に応じた多様な働き方の推進、仕事と生活の両立支援等）



申請期間 【更新企業（令和4年度に認証され令和7年12月31日で認証期限を迎える企業）】
 令和7年7月2日（水）～9月10日（水）
【新規企業（現在、「かわさき☆えるぼし」の認証を受けていない企業）】
 令和7年7月9日（水）～9月17日（水）
 ※更新企業と新規企業で申請期間が異なりますので、ご注意ください。

申請方法



<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000176231.html>

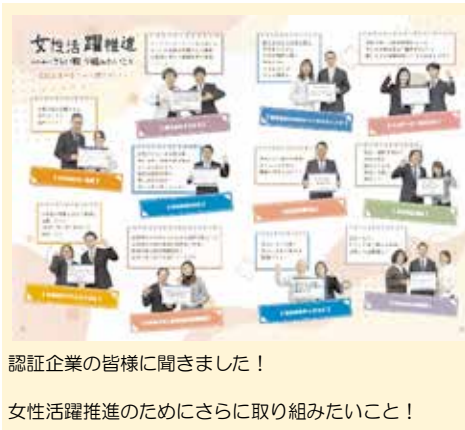
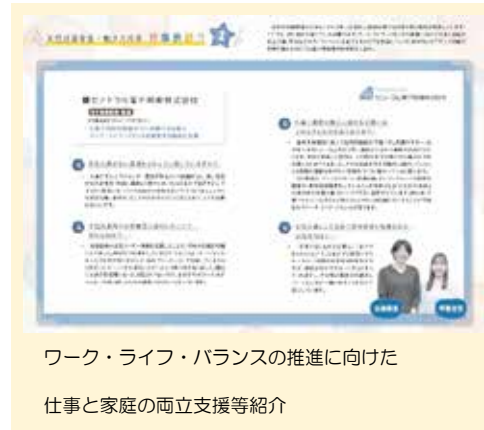


説明動画 申請開始に合わせて応募にあたっての説明動画を令和7年6月から掲載中
 ＊「かわさき☆えるぼし」認証制度のWEBページに掲載します。

詳細は **かわさき☆えるぼし** で検索

「かわさき☆えるぼし」認証事例集

かわさき☆えるぼしの認証を受けた企業の主な取組、女性活躍推進や働き方改革の好事例等を紹介するため、「かわさき☆えるぼし」認証事例集を発行しています。参考となる事例がありますので御覧ください。



詳細は **かわさき☆えるぼし認証事例集** で検索

【問合せ】

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室（川崎区宮本町1番地 本庁舎21階）
 電話 044-200-2300



最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対する以下の支援（一部抜粋）を実施しています。賃金引き上げに向けて、ぜひ、ご利用ください。

【1】専門家派遣・相談等支援事業：ワン・ストップ＆無料の相談・支援体制を整備（全国的支援策）

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。



【2】業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援（個別支援策）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。



【3】働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）：業種別団体の賃金底上げのための取組を支援（業種別支援策）

業種別の事業主団体が、業界全体として傘下企業の生産性向上と労働者の賃金引上げを目的とした、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などの取組に対して助成をします。



交付申請の受付は、令和7年11月28日（※）までです。

（※）本助成金は予算に制約されるため、令和7年11月28日以前に予告なく交付申請の受付を締め切る場合があります。

また、厚生労働省及び中小企業庁では、賃金引上げに関する内容や関連する相談窓口をご紹介しますとともに、各相談窓口の連携を強化すべくマニュアル等を作成しています。

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。



労働者協同組合の設立状況 ～施行後2年6か月で1都1道2府31県で計144法人の設立～

厚生労働省は、令和7年4月2日に、4月1日で労働者協同組合法の施行から2年6か月を迎え、1都1道2府31県で計144法人が設立された事を発表しました（4月1日時点で厚生労働省において把握しているものに限る。）。設立された労働者協同組合では、高齢者や障害者の支援、子育て支援、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくりなど様々な事業が行われており、多様な事業分野で新しい働き方を実現しています。

また令和4年度に開設された特設サイトを活用した周知広報に加え、令和6年8月からは、国がモデル地域として選定した神奈川県、福井県、長野県、三重県、徳島県の5県に設置された協議会における労働者協同組合の活用を通じ、

- （1）個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、
- （2）働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る、モデル事業を実施しています。



労働者協同組合の設立状況（概要）

※ 北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は10法人

分野の例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→25法人
NPO法人からの組織変更
→10法人



教育訓練給付金の支給申請手続について

教育訓練給付金とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。対象となる教育訓練は、専門実践教育訓練・特定一般教育訓練・一般教育訓練と、3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練給付金の支給申請手続について

教育訓練給付金の概要と支給申請手続については、下記二次元コードよりご確認ください。



厚生労働省
パンフレット
専門実践教育
訓練の給付金



厚生労働省
パンフレット
特定一般教育
訓練の給付金



厚生労働省
パンフレット
一般教育訓練
の給付金



ハローワーク
インターネット
サービス「教育
訓練給付制度」

令和6年10月から教育訓練給付金を拡充しました！

厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の受講を令和6年10月1日以降に開始する方について、教育訓練給付金の給付率を引き上げる改正を行いました。詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。



▲厚生労働省 HP

教育訓練給付金の申請等は電子申請が「可能」です！

「支給申請」と「受給資格確認」は、電子申請等が可能です。また、令和6年4月1日から、教育訓練給付の支給申請がしやすくなりました。

詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。



▲厚生労働省リーフレット

「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」について

求職者等と企業等のよりよいマッチングの促進に向けて、厚生労働省は、令和6年3月29日に「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」を策定しました。

この手引は、各企業等が、よりよい採用活動を行う上で参考とできるよう、現行の労働関係法令等で定められている開示項目等の整理及び求職者等が求める情報を例示するほか、企業等が職場情報を提供するに当たっての一般的な課題や対応策を示したものです。職場に関する情報を発信し、よりよい採用活動の参考に「手引」をご活用ください。

企業や職場に関する情報は、いつ、どのように提供するのがよいですか？

求職者等への職場情報の提供は、**ウェブサイトや求人票、募集広告、企業説明会や選考前の面談、選考に係る面接、職業紹介事業者経由**などの方法が考えられます。

求職者等によっては、選考への影響を懸念し、働き方などに関する質問を控えることも予想されます。賃金、労働時間、キャリア形成等に関する情報については、ウェブサイト等への掲載、企業説明会や面談等の場で予め提供することや職業紹介事業者を経由して提供することなどをご検討ください。

求職者等が開示・提供を求める情報等

(1) 求職者等が開示・提供を求める情報の内容(例示)

企業・業務に関する情報	企業の安定性、事業・業務内容、習得できるスキル、入社後のキャリアパス
環境に関する情報、労働条件等	在宅勤務、テレワーク、副業・兼業の可否、女性の活躍状況、育児休業等の取得状況、短時間勤務等
その他	転職者の場合は、経験者採用等割合・離職率、研修制度等 非正規雇用労働者の場合は、就職後のキャリア形成、正社員転換制度の有無・実績等

(2) 提供する情報の単位

ミスマッチ防止の観点から、所属する予定の部署や担当する予定のプロジェクトチーム単位等での情報であることが望ましいです。

詳しくは右記二次元コード、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」をご覧ください▶



令和7年7月

I-1 労働市場(神奈川県、川崎市)

- * 4月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.92倍で前年同月と同数値でした。
* 4月の川崎市内の有効求人倍率は、0.76倍で前年同月と同数値でした。

項目 年月	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
	川 崎	川崎北	川崎計	県	川 崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和4年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均	9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和6年 11月	9,887	6,761	16,648	102,190	8,234	12,248	20,482	107,881	1.20	0.55	0.81	0.91
12月	9,341	6,556	15,897	101,173	8,031	11,654	19,685	102,872	1.16	0.56	0.81	0.91
令和7年 1月	9,309	6,792	16,101	100,145	8,065	11,677	19,742	103,442	1.15	0.58	0.82	0.90
2月	9,842	7,103	16,945	101,901	8,219	11,761	19,980	105,397	1.20	0.60	0.85	0.90
3月	10,225	7,136	17,361	101,327	8,362	12,109	20,471	108,509	1.22	0.59	0.85	0.90
4月	10,126	6,751	16,877	98,711	8,971	13,283	22,254	116,724	1.13	0.51	0.76	0.92
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

- (注1) 労働市場は新規卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
(注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
(注3) 川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
(注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに求所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

- * 4月の完全失業者数は188万人、完全失業率は2.5%となりました。
一方、有効求人倍率は1.26倍で、前年同月と同数値でした。

項目 年月	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和4年平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和6年平均	176	-1.1	2.5	1.25
令和6年11月	164	-5.0	2.5	1.25
12月	154	-2.0	2.5	1.25
令和7年 1月	163	0.0	2.5	1.26
2月	165	-6.8	2.4	1.24
3月	180	-2.7	2.5	1.26
4月	188	-2.6	2.5	1.26
資料出所	総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

- (注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和7年1月から4月までの労働災害発生状況は、前年比3件増の255件となりました。

区分 業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比 (%)
製 造 業	27(0)	37(1)	-10	-27.0
建 設 業	22(1)	17(0)	5	29.4
運 輸 業	63(0)	50(0)	13	26.0
第三次産業	135(1)	139(0)	-4	-2.9
鉱業、農林業 畜産・水産業	8(0)	9(0)	-1	-11.1
総 計	255(2)	252(1)	3	1.2
資料出所	神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

- (注1) 休業4日以上死傷者数、(0)内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計
(注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日を一部変更
(注3) 第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」の合計

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

- * 3月の川崎市消費者物価指数は、109.5となり、前年同月に比べ3.1ポイント上回りました。

P:速報値

項目 年月	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況 (件)		
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和4年平均	367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和6年平均	408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和6年 11月	347,685	344,743	141.6	146.4	12.9	12.1	108.6	2.9	110.0	3.1	122.3	101.3	9	49	841
12月	775,694	741,317	138.2	142.2	12.6	11.7	109.2	3.4	110.7	3.9	114.9	101.0	7	41	842
令和7年 1月	333,367	327,445	131.5	135.0	11.5	11.1	109.5	3.4	111.2	4.0	107.5	99.9	4	46	840
2月	326,536	323,728	130.0	135.6	11.9	11.4	109.1	2.9	110.8	3.7	104.2	102.2	4	49	764
3月	349,851	347,260	134.0	138.1	12.2	11.8	109.5	3.1	111.1	3.6	117.7	102.4	9	48	853
4月		P339,229		P145.8		P12.0	109.9	3.0	111.5	3.6	P103.0	101.3	13	44	828
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

- (注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。
(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

仕事を探している人が安心して働けるように、会社には「どんな条件で働いてもらうのか」をきちんと伝える義務があります。これを「労働条件の明示」といい、職業安定法に基づいて定められています。以下、関連する相談事例を3つご紹介します。

労働者を募集する際の「労働条件の明示」に改正があったと聞きます。改正内容を教えてください。



令和6年4月1日施行の職業安定法改正により、求人を行う事業者には、求職者に対して労働条件の重要な事項をあらかじめ明示する義務が従来以上に強化されました。今回の改正では、求人段階から明示すべき事項が明文化され、遵守が求められるようになりました。具体的には、求人票や雇用契約時において、以下の項目を明示する必要があります。

◆明示が必要な主な労働条件(職業安定法5条の3)

業務内容、就業場所、契約の期間(有期・無期)、始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩・休日・休暇に関する事項、賃金の額および支払時期・方法、試用期間の有無とその内容、業務内容・就業場所の変更の範囲(将来変更の可能性がある場合)など

事業者は、求人票や労働条件通知書の内容を見直し、現場の担当者が法改正の内容を十分に理解し、求職者に対して正確で誠実な説明を行う体制を整備することが求められます。

※詳細については、厚生労働省リーフレット「募集時などに明示すべき労働条件が追加されます」をご参照ください。<https://www.mhlw.go.jp/content/001114110.pdf>

労働者募集時の「労働条件の明示」に際し、試用期間がある場合は、こういった点に留意したらよいですか。



職業安定法に基づき明示が必要な事項には「試用期間」が含まれています。試用期間の有無やその期間について記載することが求められます。また、試用期間中と本採用後で従事すべき業務内容等が異なる場合、それぞれの業務内容を明示する必要があります。試用期間中は、本採用後の労働条件と異なる場合もありますので、賃金の額を変更する場合は、そのこともあらかじめ明示することが求められます。

労働者募集時の「労働条件の明示」に際し、「従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む」と聞きました。どこまで詳しく書けばよいですか。



求人を行う事業者は、労働者に対してあらかじめ明示すべき事項として「変更の範囲」を示すことが義務化されました。改正後は、将来的に変更される可能性がある場合、その「変更の範囲」を事前に伝えることが求められます。

たとえば、「初任地は〇〇事業所だが、将来的に全国転勤の可能性がある」「当初は営業職だが、状況により事務職等に異動の可能性がある」など、会社が想定する運用範囲を明確に示す必要があります。この変更を明示することで、求職者や労働者が将来の働き方を具体的にイメージしやすくなり、入職後のミスマッチや早期離職を防ぐことができます。

編集後記

蒸し暑い日が続き、本格的な夏が近づいてきました。暑さのつらい夏ですが、子どもたちは夏休みが始まり、海やプールや夏まつり、大人は仕事終わりのビアガーデンなど、楽しいイベントも盛りだくさんですね。

そんなイベント盛りだくさんの夏ですが、皆さんは「川崎大師風鈴市」をご存じですか？

毎年開催している人気のイベントで、日本全国から風鈴を集めて、川崎大師境内にて開催されます。「ご参詣の皆さんに全国の風鈴の音色をお聞かせしたい。」という主催者の皆さんの思いから始まったこのイベントは、その思いのとおり、様々な風鈴の音色を聞くことができ、お気に入りの音色の風鈴を購入することも出来るようです。

今年は令和7年 7月17日(木)～7月21日(月・祝)に開催されます。

暑い夏ですが、今年は音色で「涼」を感じる素敵なイベントに行ってみたいと思います。

川崎市内中小企業の約12,000人が加入しています



川崎市が運営する市内中小企業のための
お得な福利厚生制度

従業員1人につき月額500円で
充実した福利厚生サービスを導入できます！

ライフイベントに合わせた各種給付金【5,000～50,000円】



ワーク・ライフ・バランスを支援！ 充実の福利厚生メニュー

グルメをお得に！
食事補助券2024年実績
年間約13,000円分掲載



遊園地・動物園・水族館
等のレジャー施設もお得に！



映画チケット
1,200円～1,400円！
数量限定で500円特別販売も



ギフトカード等の
割引販売！



- 宿泊補助（1泊につき会員本人2,000円、会員家族1,500円 計10泊分）
- スポーツクラブ優待
- 日帰り温泉利用補助券
- 東京ディズニーリゾート利用補助券 2,000円分
- 人気公演チケット等

会員の生活資金・福祉資金を支援する貸付制度

用途	利率	金額	償還期間	償還方法
結婚・葬祭・医療・出産・転居・災害・その他	年2.0%	10万円～ 200万円	5年以内	元利均等払
自動車購入費・リフォーム費・教育資金・賃金 遅欠配費・育児介護休業費	年1.0%			
余暇・物品購入（自動車以外）	年2.0%	10万円～ 100万円		

事業主様のメリット

給与・手当等
(法定福利費)



福利厚生
(法定外福利費)

損金または経費
として処理可能

かわさきハッピーライフはメリットたくさん！

イメージ
アップ

人材確保

モチベーショ
ンアップ

生産性向上

働き方改革

ワークライフ
バランス

【資料請求・お問い合わせ先】かわさきハッピーライフ

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市経済労働局労働雇用部
電話：044-200-2274 メール：28roudou@city.kawasaki.jp

ホームページからも
お問い合わせいただけます

川崎 共済 検索



かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2175号 令和7年7月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653 (直通) FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。